

豊中市乳児等通園支援事業認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第4条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定により乳児等通園支援事業を行おうとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、次の各号に掲げる施設又は事業所の設置者とする。

- (1) 法第35条第4項の規定により、本市の認可を受けた保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により、本市の認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (3) 認定こども園法第3条第1項又は第3項の規定により、本市の認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
- (4) 法第34条の15第2項の規定により、本市の認可を受けた家庭的保育事業等
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、大阪府の認可を受けた市内に位置する幼稚園

(認可の申請)

第3条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の36第1項の規定による乳児等通園支援事業の認可申請については、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認可申請の要件)

第4条 前条の規定による認可申請にあたっては、法、豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年豊中市条例第16号。以下「市基準条例」という。）、その他関係法令のほか、次項に掲げる基準を満たすものとする。

2 法人又はその役員等が次の各号に該当しないこと。

- (1) 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団密接関係者（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

をいう。)

(休廃止の申請)

第5条 省令第36条の37第1項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認申請は、乳児等通園支援事業（休止・廃止）承認申請書（様式第2号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第6条 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による変更の届出は、乳児等通園支援事業変更届出書（様式第3号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 設置者の変更をしようとするときは、乳児等通園支援事業（休止・廃止）承認申請書（様式第2号）及び乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に以下の書類を加え、必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(1) 資産移転計画明細書（様式第4号）

(2) 資産移転結果明細書（様式第5号）（ただし、本書類は認可後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。）

(3) 設置者変更合意書（様式第6号）

附 則

1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）附則第2条の規定により、令和7年3月31日までの間においては、府令を市基準条例で定める基準とみなすものとする。

(様式第1号)

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 職 ・ 氏 名

乳児等通園支援事業認可申請書

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により乳児等通園支援事業を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業の名称、 種類及び位置	名称				
	種類	☐ 一般型乳児等通園支援事業			
		☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
	位置				
連絡先	電話番号		FAX		
	E-mail				
福祉の実務に当たる幹部 職員	職名		氏名		
事業開始予定年月日					

(添付書類)

No.	書類	法人種別		備考
		学校法人・社会 福祉法人	学校法人・社会 福祉法人以外	
1	乳児等通園支援事業認可申請書(様式第1号)	○	○	
2	平面図(事業の実施スペースを明示したもの)	○	○	
3	土地・建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)及び建築検査済証	△	△	・私学助成幼稚園は必要 ・その他の認可園については、既存の認可園と別の建物で実施する場合のみ必要
4	運営規程	○	○	
5	経営の責任者の履歴書	△	△	・私学助成幼稚園は必要
6	実務を担当する幹部職員(乳児等通園支援事業の管理者)の履歴書	△	△	・私学助成幼稚園は必要 ・その他の認可園については、既存の認可園の施設長(園長)と異なる職員を配置する場合は必要
7	事業開始年度の収支予算書	○	○	
8	直近3年の決算書類	○	○	
9	法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	△	△	・私学助成幼稚園は必要
10	定款	△	—	・社会福祉法人のみ必要。事業実施に伴い定款変更が必要な場合は(案)も可
11	児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書	○	○	

No.	書類	法人種別		備考
		学校法人・社会 福祉法人	学校法人・社会 福祉法人以外	
12	実務を担当する幹部職員（乳児等通園支援事業の管理者）が社会福祉事業に関する知識又は経験があることを証明する書類（※）	—	○	

※次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当することを証明する書類（履歴書や運営委員会会則等）

- ① 実務を担当する幹部職員が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業）において２年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- ② 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- ③ 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 職・氏 名

児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号の規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号

次のいずれにも該当しないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ ヘに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(様式第2号)

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 職 ・ 氏 名

乳児等通園支援事業(休止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により認可された乳児等通園支援事業を(休止・
廃止)したいので、児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項により申請します。

記

事業の名称、 種類及び位置	名称	
	種類	☐ 一般型乳児等通園支援事業
		☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業
	位置	
休止予定期間 廃止予定日		
休止・廃止理由		
現に保育を受けている 児童に対する措置		

(添付書類)

財産の処分方法(廃止の場合のみ)

(様式第3号)

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 職 ・ 氏 名

乳児等通園支援事業変更届出書

児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 3 項及び第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

事業の名称、種類及び位置	名称		
	種類	☐ 一般型 ☐ 余裕活用型	
	位置		
変更事項 (該当事項に○をつけること)		変更内容	
	1 名称、種類及び位置	(変更前)	(変更後)
	2 定款、寄附行為その他の規約		
	3 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面		
	4 運営規程		
	5 経営の責任者		
	6 福祉の実務に当たる幹部職員		
変更年月日			
変更理由			

※ 変更の内容が分かる書類を添付すること。

(添付書類)

変更事項	添付書類(※は当該書類に変更がある場合のみ)
1 名称、種類及び位置	定款・寄附行為(本文及び新旧対照表)※
2 定款、寄附行為その他の規約	定款、寄附行為その他の規約(本文及び新旧対照表)
3 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	定款・寄附行為(本文及び新旧対照表)※ 位置図(新・旧)※ 配置図(新・旧)※ 平面図(新・旧) 立面図(新・旧)※ 検査済証※ 土地・建物の登記簿謄本※
4 運営規程	運営規程(本文及び新旧対照表)※
5 経営の責任者	定款・寄附行為(本文及び新旧対照表)※ 履歴書
6 福祉の実務に当たる幹部職員	定款・寄附行為(本文及び新旧対照表)※ 履歴書

(様式第4号) 資産移転計画明細書

資産・負債の内訳		経理区分・用途	財源	金額(千円)
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高			
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園	
当座預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	〇〇銀行借入 〇〇氏贈与分	
未収金				
----- 流動資産合計-----				
2. 固定資産				
有形固定資産				
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇の〇〇	〇〇保育園	〇〇保育園	
車輛				
工具器具備品				
無形固定資産				
電話加入権				
ソフトウェア				
投資その他の固定資産				
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人 出資金	〇〇氏持分 △△氏持分	
----- 固定資産合計-----				
----- 資産合計-----				
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園運営費	
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	法人本部	
----- 流動負債合計-----				
2. 固定負債				
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 改修費	〇〇保育園運営費	
----- 固定負債合計-----				
----- 負債合計-----				
差引純資産				

※ 財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

(様式第5号) 資産移転結果明細書

資産・負債の内訳		経理区分・用途	財源	金額(千円)
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高			
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園	
当座預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	〇〇銀行借入 〇〇氏贈与分	
未収金				
-----流動資産合計-----				
2. 固定資産				
有形固定資産				
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇の〇〇	〇〇保育園	〇〇保育園	
車輛				
工具器具備品				
無形固定資産				
電話加入権				
ソフトウェア				
投資その他の固定資産				
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人 出資金	〇〇氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----				
-----資産合計-----				
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園運営費	
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----				
2. 固定負債				
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 改修費	〇〇保育園運営費	
-----固定負債合計-----				
-----負債合計-----				
差引純資産				

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

(様式第6号)

年 月 日

豊中市長 様

(変更前の設置者)
所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 職 ・ 氏 名

(変更後の設置者)
所 在 地
名 称 (法 人 名)
代 表 者 職 ・ 氏 名

設置者変更合意書

乳児等通園支援事業の設置者を変更するにあたり、資産移転計画明細書をもとに資産の移転を行い、設置者を変更することに合意しましたので、書類を提出します。

記

事業の名称、 種類及び位置	名称				
	種類	☐ 一般型乳児等通園支援事業			
		☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
	位置				
福祉の実務に当たる幹部 職員(予定者)		職名		氏名	
変更予定年月日					
変更理由					